



一般社団法人日本フードサービス協会 [JFニュースレター 2014.12.16]

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ

疑似患畜が確認されました。

風評被害を拡げる

不適切な表示・告知はしないよう、 冷静な対応をお願いいたします。

本日（12月16日）、農林水産省は、宮崎県下の肉用鶏飼養農家で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたと発表しました。

農林水産省では、すでに「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、感染拡大防止のための防疫措置を講じています。

また、宮崎県は、昨日農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動の自粛を要請するとともに、農場に立ち入り検査を実施しています。

なお、我が国では、これまで鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。

鶏肉や鶏卵を食材として使用しているメニューや商品に対して、お客様からの問い合わせなどがあった場合は、鶏肉や卵を食べても鳥インフルエンザに感染することはないことを説明して、不安が広がらないようお願い致します。

また、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵を使用しておりません」といった不適切な表現がなされることのないようご留意願います。

なお、食品安全委員会のホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）、農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/press/>）も併せてご参照ください。

※この件のお問い合わせは事務局（TEL03-5403-1060：関川・中村・田村・石井）までお願い致します。

以上